

広島県告示第六百十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

深江C地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	字	地番	標柱番号
廿日市市	大野	対巖山	三〇三番三	標柱一号
			三〇三番二	標柱二号及び三号
			二九八九番一	標柱四号
			二九八九番二	標柱五号
			三〇〇三番一	標柱六号
			深江二丁目	